

杉並区荻窪体育館、杉並区高円寺体育館及び杉並区大宮前体育館の指定管理者募集要項に関する質問への回答

令和8年5月28日までに受け付けた質問への回答は以下のとおりです。

| No. | 項目 | | 質問事項 | 回答 |
|-----|-----------|-----|--|---|
| 1 | 募集要項 | 12p | 7業務に関する遵守事項(6)公契約条例の適用 (6)公契約条例の適用により、令和8年度の労働報酬下限額が示されていますが、令和9年度以降の当該下限額の改定に伴う人件費増加については、各年度指定管理料に反映されるものと理解してよいでしょうか。また、改定率の見込み、算定の考え方、及び年度ごとの指定管理料の協議方法についてご教示ください。 | 令和9年度以降、労働報酬下限額改定に伴う人件費の増加(主にパート・アルバイト)は各年度指定管理料に反映されません。算定の考え方としては、募集要項7ページに記載のとおり、人件費や物価上昇等も見据えて、各年度の指定管理料を算出してください。それでも想定より上昇した場合は、確定した労働報酬下限額をもとに積算した指定管理料を年度協定に反映するため、区の負担となります。 |
| 2 | 別紙1 業務の基準 | 1p | I 施設の提供 1 運営に関する業務 (2)施設利用の承認・不承認、利用料金収納・還付等に関する業務 「② 利用料金は、使用日の当日、窓口での現金払いを原則とします。ただし、杉並区公共施設予約システムでの予約時に、クレジットカード決済を行うことが可能です。また、大宮前体育館における一般使用の入場券・精算券を取り扱う券売機では、電子マネー決済・コード決済を行うことが可能です。指定管理者は、区が指定する決済代行事業者に対し、決済代行サービスを利用するための加盟店申込を行っていただきます。～中略～ 決済代行サービスに係る基本料金や手数料等は、区が負担します。」と記載がございますが、大宮前体育館のB2Fに設置されているトレーニングルーム等の券売機において現行キャッシュレス機能が搭載されておりませんが、キャッシュレス機能を搭載する場合、区の指定する決済代行事業者へ依頼する等の制限はございますか。また、そのサービスに係る料金や手数料等の負担区分をお示しください。 | 現時点では、特定の決済代行事業者を指定する考えはありません。券売機における手数料等の区負担は一般使用やスポーツ振興事業に係る分のみであり、自主事業に係る分は事業者負担を想定しております。 |
| 3 | 別紙1 業務の基準 | 10p | II 事業の提供 1 スポーツ振興事業 (6)ユニバーサルタイムの実施 ユニバーサルタイムの実施にあたり、令和7年度に公募された松ノ木運動場グループの質問回答において、「指定管理者として決定後、実施に向けた具体的な準備を進める際に、可能な限り情報提供、連携していきたいと考えていますので、提案段階において、関係団体への個別の内諾等は不要です。なお、理学療法士、看護師等の人材確保及び謝礼金等支払いについては、本指定管理期間においても、区が引き続き行います。」と記載ございましたが、本グループにおいても同様の認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |